

令和元年度 一般社団法人日本矯正歯科協会（JIO）臨時総会 議事録

1. [開催日時] 令和元年8月4日（日曜日）11:00～14:00

2. [開催場所] アルカディア市ヶ谷 私学会館 5F 大雪

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 TEL: (03) 3261-9921 FAX: (03) 3261-7760

3. [理事会式次第]

1)開会宣言 司会 梶田専務理事

2)会長挨拶 会長 和島 武毅

3)議長挨拶 議長 和島会長

4)報告事項 ・庶務報告
・歯科矯正領域の専門医制度に関わる5団体懇談会について

5)議案

第1号議案 矯正歯科専門医制度に関わる5団体懇談会の報告内容を承認し、このまま専門医制度を進めること承認する件

6)その他

7)閉会

4. [議事の経過]

司会の梶田専務理事がJIO臨時総会の開会を宣言し、まず初めに和島会長より会長挨拶を行った。

夕田常務監事より決め事の手続きが雑である。議案書の中身が不十分であり現状だと監事として対応できないとの指摘があった。また配った監事報告書を読んで欲しいとの発言があり、その報告内容を下記に記す。

2019年8月4日

監事報告書

JIO 常務監事 夕田 勉

一般社団法人法第102条、第103条、JIO定款第37条第3号、
第40条第5号の規定により提出

* 5団体懇談会の協議内容についての問題点

1. 5団体懇談会が最初に開催された理由は、矯正治療が特定商取引の規制対象になる、矯正治療に関して国民生活センターにクレームが多い、医療広告規定違反が多い、ということでしたが、消費者庁消費者政策課企画調査官の話では、現実はそのような状態ではなかったようである。

2. 患者が安全で安心な矯正治療を受けられることの指標となるべき専門医制度を協議することが目的の5団体懇談会で、歯科医師であれば誰にでも矯正材料を販売するのを生業としている器材協議会の小川氏が座長になっている。これらのことから、医療の質を担保

するための話し合いで座長をすることは不適切である。また、材料を売る業者と材料を買う我々との間で売る側が買う側の利益を図ろうとする行為が容易に行われ、利益相反行為が生じるため、小川氏が座長として取り仕切るのは公正な姿勢に違反している。

3. 矯正歯科界を取り巻く環境の整備の一環として、3団体による新たな歯科矯正専門医認定機構を作るために準備委員会が設立され、小川座長のもとで委員の各団体の構成比率が決められ、準備委員会へ矯正医会を参加させるかどうかを座長に一任したり、これまでの合意を覆せないという理由で懇談会への出席者の出欠の可否を決定する権限を与えていることは異常である。

4. 認定組織の最初の名称は歯科矯正専門医認定機構であったが、認定機関と名称を変更して任意団体とすることには問題がある。さらに、日矯学会を厚労省の唯一の専門医資格認定団体として申請することが決められ、懇談会出席者だけで合意し、タイムスケジュールなどが次々に決定され、既成事実化して推し進めている。このようなことから、座長の小川氏は、日矯学会に肩入れし、日矯学会主導の意図を持って行動していることが伺える。

* JIO 理事会について

1. 2017年12月の理事会で初めて、5団体懇談会の2017年5月からの話し合いの結果について説明があった。なお、専門医審査の方法、審査する試験の内容や資格要件及び審査委員などについて合意したとのことですが、理事会や総会で合意が得られない状態で、5団体懇談会の参加者（JIOから派遣された参加者含む）だけで一方的に物事が決められている状況は、JIOに不利益をもたらすことになるので、理事による不法行為であると言わざるを得ません。また、会長が理事会の承認を受けずに5団体懇談会に役員あるいは会員を派遣したことが問題になり、JIO役員の派遣を決定する「みなし電子理事会」を開催したが、派遣される人は決定されず、現在もその状況は続いている。

2. 2019年4月25日の理事会で「矯正歯科専門医制度に関わる5団体懇談会の報告内容を承認し、このまま専門医制度を進めることを承認する件」を前回の理事会と同様に議案として上程し、執行部は理事会決議を持って、これまでの合意事項を実施しようとして採決したが、総会で承認された事項でもなく、定款に定められていることでもないため、理事会が職務権限を逸脱している（JIO定款第36条（理事の職務））ので、理事会決議は無効となった。その後、8月4日に同議案で臨時総会を開催することになったが、議案の賛否の方法や投票立会人や管理者などの人選は全く協議されていない。

3. 臨時総会は理事会の決議で開催されるが、議案や資料を監事や各理事が調査する間もなく資料が印刷に回されたことは、監事は、臨時総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査する必要があった（一般社団法人法第102条 社員総会に対する報告義務）、また、今回の議案の上程がJIOの分裂や解散を引き起こす恐れがあることは、JIOに著しい損害を与える恐れがあること（一般社団法人法第103条（監事による理事の行為の差止め））などから、監事報告書を提出した。

4. 今回の議案について、JIO 専門医へのアンケートの調査結果から全会員のコンセンサスが得られていないことや、将来の歯科専門医教育の方向性が見えない状況の中で決議を行えば、賛成や反対の人たちがそれぞれの立場を主張すると、会員間に亀裂が生じて JIO が分裂や消滅する可能性があるため、議案の採決を行うべきではないと考える。

また、JIO が分裂すれば専門医資格認定団体の外形基準を満たさないことになり、現在行われている懇談会に出席することはできなくなる。

医科では各学会ではなく日本医科専門医機構が専門医資格認定団体となり、専門医を認定する方法が決定し、運営されている。同機構で統一したプログラムにより専門医教育が行われ（後期研修）、19 診療科目の認定専門医が輩出されるのは間近である。専門教育を受けた者を対象として審査して認定するのが同機構の重要な役割である。

JIO の正会員 1)2)の人で、与五沢ファンデーションに所属している人が多く存在すると思うが、そのことで JIO と与五沢ファンデーションは運命共同体と思われがちである。JIO と与五沢ファンデーションは社会的使命が全く異なる別団体であり、今回の JIO の議案は JIO の存続に関わることなので、JIO の会員として個々の見識ある行動が求められる。

これらのことから、現在行われている懇談会は 4 団体あるいは 3 団体で仕切り直しを行い、状況の変化に対応し、変更すべき点は変更して前進できる体制を JIO は取る必要がある。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第 102 条（社員総会に対する報告義務）

監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

第 103 条（監事による理事の行為の差止め）

監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

その後、定款に従い和島会長が議長を務め報告事項に移った。

公平性を期するため書面評決は事務局が取りまとめられており、福島事務局長より定款 28 条に定められている開会の定足数について、事前に提出されている書面評決を含め、総議決権数 3020 のうち過半数 1511 を超える 1818 が提出されており総会が有効に成立する旨の方向がなされた。

夕田常務監事：定款には委任状のことが書いてあるが、今回は委任状についてのことが全く考慮されていない。そのため声を代弁することができない。執行部は最初から定款を読んでおらず、手続きについてなされていない。例えばファックス番号が記載の有無なども、物事を確定する上で重要である。今まで決算などは信頼のもとでやっていたが今回はその類のものではなく、確定方法を変えない限り意味がない。

原先生：それでは今までの JIO のやっていたことを否定することになるのではないか。

夕田常務監事：今までの総会と今回の総会の趣旨が大きく異なる。

原先生：先生が違うと考えていても、皆が同じと考えていたらそういう意味になるのでは

ないか。

深町監事：総会の進め方としては今までやってきたのと同じと考える。このまま議事を進めてください。

和島会長：庶務報告、会員数 1) 2) 正会員 108 名 3) ~ 7) 正会員 923 名、合計 1,031 名となる。3) ~ 7) 正会員入会希望者が 3 名いる。今回の議決件数には含んでいない。

次に歯科矯正領域の専門医制度に関わる五団体懇談会についての説明がなされた。

2017 年 5 月 1 日の第 1 回以降、先月までで第 12 回目の懇談会が行われていた。

その結果、現在三団体が別々に行っている専門医審査を中断し統一した矯正専門医を輩出するための統一専門医審査を開始する方針で準備が進んでおり、また、三団体で認定された既存の専門医は、それぞれの団体の基準で認定されており認定基準が一定でないことから、まずは三団体で認定されている専門医を対象として本年度中に第一回統一専門医審査を行う方針のもと、諸規則や申請書類等の協議が開始されている旨を説明がなされた。その概要は下記の通りである。

- 1) 三団体とは独立した認定機関（日本矯正歯科専門医機関）を設立する。
（規則、設立予定日等は協議中）
- 2) 三団体から最初の認定機関構成員を選出する。
その比率は、日矯学会 2：成人学会 1：JIO 1 とする。
- 3) 認定機関は、設立後の 4 年間は三団体から選出された構成員で運営し、その後は認定された専門医から自薦・他薦で選出された構成員が運営する。
- 4) 審査委員候補者を日矯学会 20：成人 10：JIO 10（合計 40 名）選出し、
2019 年 10 月 27 日に審査委員候補者の相互審査を行い、初回審査委員を決定する。
- 5) 審査委員候補者の審査対象症例数は 7 症例の予定（Ⅰ級、Ⅱ級、Ⅲ級、過蓋、開咬合等）
- 6) 2020 年春頃までに第一回統一専門医審査を行う予定。
筆記試験（実際の臨床に即した知識の確認）、面接、口頭試問も行う予定。
- 7) 第一回統一専門医審査の審査対象者は、三団体において 2016 年（五団体懇談会開始前）までに認定された専門医に限る。
- 8) 第一回統一専門医審査の審査対象症例数は、5 症例（Ⅰ級、Ⅱ級、Ⅲ級を含む）の予定。
- 9) 統一した専門医を認定した後、広告可能な専門医として厚労省へ申請する際の申請団体は、三団体を代表し、日本矯正歯科学会とする。

10) 統一した専門医輩出以降は、三団体とも「専門医」という名称の使用を中止する。

その後、引き続き、第 12 回 5 者懇談会の内容についての説明がなされた。

夕田常務監事より日矯認定医制度の研修期間は決まっており、専門医でのバイパス制度が認められるとは思えないとの意見があった。

また、和島会長から 2016 年以降の JIO 専門医は 1 回目の審査は受けられないことになる。それらの先生が不利益にならないように進めていきたいと思うとの発言があった。

次に議案に移り議事録作成人は秋山常務理事が指名された。

第 1 号議案 矯正歯科専門医制度に関わる 5 団体懇談会の報告内容を承認し、このまま専門医制度を進めること承認する件

詳細について各ワーキンググループに参加している諸先生より説明があった。
申請書類ワーキンググループに参加している樋口常務理事より下記の説明があった。

(1) 矯正歯科専門医申請に必要な条件

- 1) 2016 年度までに 3 団体(日本矯正歯科学会、日本成人矯正歯科学会、日本矯正歯科協会)のいずれかの専門医資格を有していること(資格失効者は不可)。
- 2) 原則的に医育機関もしくは医療機関に常勤していること(週 32 時間以上勤務)。
- 3) 申請者が勤務する診療所において、矯正歯科診断料・顎口腔機能診断料の算定可能な施設要件を満たし、さらに指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を受けていることが望ましい。
- 4) 社会に理解される広告可能な専門医制度を目標にすることを重視し、医療法・歯科医師法・医薬品医療機器法等の関係法令また医療広告ガイドライン等の関係ガイドラインを遵守していること(日本矯正歯科専門医機関倫理規程に基づく)。
- 5) 矯正歯科基本研修修了後、通算 5 年以上にわたり矯正歯科臨床研修を修了していると同程度であること(専門医資格発行団体の代表による証明が必要)。
- 6) 機関の認めた刊行物等に矯正歯科治療臨床に関する論文を公表していること。

(2) 審査の概要:①一次審査:書類審査、症例記録簿(ファイルのコピー)審査(9 月 30 日提出締切)

②二次審査:模型審査、症例記録簿(ファイル原本)展示(10 月 27 日実施)③筆記試験(2020 年 3 月第 1 回目審査時に実施)④ホームページ審査(書類審査時に実施)に合格することが条件となるため注意すること。(3) 2019 年度矯正歯科専門医審査員審査の日程(予定)2019 年 9 月 2 日申請受付開始(40 名)9 月 30 日申請締切(当日消印有効)10 月 7 日～10 月 26 日、一次審査:

書類審査、症例記録簿(ファイルのコピー)審査 10 月 27 日二次審査:模型審査、症例記録簿(ファイル原本)展示 11 月頃二次審査結果発表 2020 年 3 月頃第 1 回(統一)矯正歯科専門医審査時に筆記試験を実施 2020 年 10 月 4 日～7 日症例展示(有志協力):第 9 回国際矯正歯科学術大会(IOC)併催、

第 12 回アジア太平洋矯正歯科学術大会(APOC)併催、第 79 回日本矯正歯科学術大会(JOC)

(4) 審査症例について、審査員審査では、課題症例のうち 7 症例(症例番号①～③)は必須症例、残りの 4 症例は、④～⑧のうちから選択、重複なし)を提出する。全ての症例に術後 2 年以上の資料が必要である。動的治療終了時および術後の資料は頭部 X 線規格写真撮影日とする。(5) 課題症例

① 課題症例番号 1:Class I malocclusion(抜歯症例)② 課題症例 2:Class II division I malocclusion(抜歯症例)③ 課題症例番号 3:Class III malocclusion(抜歯・非抜歯は問わない、保険適用の顎変形症も含む)④ 課題症例番号 4:過蓋咬合(overbite が 5mm 以上のもの、抜歯・非抜歯は問わない)⑤ 課題症例番号 5:開咬(overbite がマイナスのもの、抜歯・非抜歯は問わない)⑥ 課題症例番号 6:早期治療症例(乳歯列期もしくは混合歯列期から開始し、二段階で治療が行われたもので早期治療の意義のある症例)⑦ 課題症例番号 7:顎変形症あるいは唇顎口蓋裂など保健適用が認められた先天異常に伴う不正咬合症例、課題 3 で顎変形症を選択した場合は、他の保健適用症例を認める⑧ 課題症例番号 8:カテゴリーは問わないが、術者の技能が十分に示される症例
夕田常務監事:日本矯正学会を申請団体とするとあるが、審議中なのか決定事項なのか分からない書き方をしている。ここが明確な形になっていない。医学部では学会が認定するのではなく、機構が認定するようになっている。

深町監事:日本歯科専門医機構が昨年 4 月に発足して、歯科における専門医制度を行っている学会は入会した。専門医制度を行っていない学会も入会した。日矯は五者懇の問題が

あったため保留の立場をとっていたが、その方向性から入会せざるをえないと判断して、先日入会の手続きをとった。日本歯科専門医機構は専門医制度のあり方を監査、調査をして、お金をとってそれをきちんとやっていると宣伝するような方向のことを今のところ考えているようだ。将来的に医科と同様の認定医機構となる考えがあるようだが、現状はそこまでではないと思う。歯科においては学会が認定した専門医制度しかない。とにかく厚労省の担当官としてはそれ（学会認定の専門医制度）を作らなければいけないとのことである。

和島会長：医科と歯科の話というところに関しては、厚労省の担当官からとにかく早く進めてほしいとの要望があった。専門医機構の住友先生と面談して、話を聞いたところ将来的に医科と同様になる可能性はなくもないが、歯科ではまずはこのまま進めてほしい（各学会の任せる）との意見を伺った。

夕田常務監事：専門医制度の話だが医科では診療科目の19番目を作るのに5、6年もかかった。歯科専門医機構で行っているのは新しい歯科専門医という形で総合診療部を作ろうとしていると思う。それが決定された後に歯科の中で専門医機構が国から予算がおりてという流れになる。歯科で専門医を教育する診療科目が決まらないと予算がおりない。予算がつかない限り、今の歯科専門医機構はJBOと同様のただの法人である。早めに日矯の専門医に統一したほうが良いよという感覚がわからない。

大野常務監事：日矯の審査は細かい厳しさがあって、JIOは全体をみて良ければ合格という審査の基準が異なる。ちなみに1次審査は誰が行うのか？また相互審査に落ちた場合は？1カ月で7症例のファイルを仕上げるのは厳しい。統一審査の基準は初めてなので見えてこない。審査を受ける人間が納得できるやり方でないといけない。

樋口常務理事：相互審査の一次審査は事務局に送付された症例ファイル280症例（7症例x40人分）をJIO、日矯、成人矯正の組み合わせを基本として3人一組で振り分けてブラインドで相互に審査をする。その後、それを踏まえて10月27日に模型審査を行うことになる。また記録簿審査が6割、模型審査が4割の点数配分、7症例中1症例でも50点以下もしくは、平均65点以下で不合格となる。

池JSO会長：相互審査の際、基準は一緒にしなければいけないのでキャリブレーションしないといけないという話はしていた。

深町監事：審査で落とす症例があれば、必ず審査員候補者の全員が集まって協議するという事になっている。審査員候補者には実際にやって頂き、その場での意見交換で変えていくしかない。

夕田常務監事：各大学の教育方法や、治療方法は異なる。共通した訓練を積んでいない審査員候補者に判断できるのか。JIOの認定審査に関しては与五沢先生にやって頂き、そこから審査の経験も積んでいる。

梶田専務理事：納得行かないのは「統一した専門医を認定した後、広告可能な専門医として厚労省へ申請する際の申請団体は、三団体を代表し日本矯正歯科学会とする。」というところである。また、第一回の審査は20年の春にしたいとのことだが、それ以降、統一専門医の輩出以降、既存の専門医の名称は使用できなくなるとあり、来年の夏以降、JIO専門医は使えなくなるということ。それと、もう一度日矯に入り直さないといけないということ。ちなみに、これからはJIOをやめても専門医になれるということですね。

深町監事：公には名称を使えなくなるのは事実だが、いずれにせよ現状ではJIO専門医というのは広告できない。認定プレートを返せとかにはならないし、これからも看板にかかげなければ医院に置いておいても問題ないはず。

夕田常務監事：要するにJIOはなくなるということである。

金井理事：日矯が入った日本歯科専門医機構とは歯科専門医の元締めみたいなどころなの

か？五者懇で矯正専門医制度を立ち上げて、外に専門機関を作ってそこでやりましょうということになったと思うが、日本専門医機構に入っている日矯と外部に新設する専門医認定機関の関係性はどうなっているのか？成り立ちを知らない人からすると、専門医認定機関は日矯の下部組織のように受け止められてもしょうがないと思う。また、仮に現状は違えど今後そのような扱いになっていくような気がする。

深町監事：日矯と新設される認定機関は今の JIO と JBO の関係と同じようになる。今後、日本歯科専門医機構がどうなるかは全く分からない。

金井理事：JBO は JIO が作った。外部団体は日矯が作ったわけではなく 3 団体で作ったので少し違うと思う。日矯が専門医認定機関に 3 団体を代表して入った今、専門医認定機関が独立性をだした外部団体として日矯と離れて活動できるのかが心配である。

和島会長：自分の認識だと新設される認定機関は、そこで認定された専門医達で運営していく。その先生達は日矯の方もいれば成人も JIO もいる。その人たちが審査をしたり研修施設を選定したりする。その作業は住友先生がいる専門医機構とは全く別になる。独立した団体として運営していくことになる。ただ広告するためには日矯に入らないといけない。ちなみに日矯が専門医機構に入らないとそれもままならないので入ったのだと認識している。

夕田常務監事：金井先生が言っている事は機構認定の日矯で専門医と認定された場合に、その人に処分を下すのはどこになるのかということだ。それは当然日矯である。要するにどこが認定証を発行しているのかということである。規則的には権限は発行元である日矯が持つという事になる。

河野先生：5 者懇の中で将来的に認定機関が発行元になるような権限を持つことになると言う話し合いはなされているのか？

深町監事：それは日本歯科専門医機構で話し合われることであって矯正歯科のみで話しあってもしょうがないことだと思う。

夕田常務監事：以前、規則の叩き台の中に将来的に機関が申請団体になるという文章が一度あったが、その後それが無くなったのは何故なのか？あれは厚労省の人が書き込んだ文章であったと思う。厚労省の役人は、機関が認定するものだと想定している。

深町監事：規則 WG で発行元団体は最初に日矯になるという規則がある。ただ機関の会員数が千名を越えた後、この機関が再申請して発行元となる規則を付け加えてきた。6 月の総会前に WG 委員長に何処まで話して良いかと聞いたら、今のところこうなっているというメールが来た。その時に先ほどの一文が入っていた。それを夕田先生にみせて見解を伺った。その後、WG 委員長とメールのやりとりをした時にその一文は消えていた。それを消した理由はわからない。ただ厚労相の担当官と元日大教授と WG 委員長で決めていたと思うがその辺ははっきりとしていない。ただ審査委員相互審査を行う前には機関は設立されていないといけないというところまで来ている。

河野先生：随分と密室で話し合われている。それに対して 10 月に相互審査を行い来年 3 月に認定審査とは流れが早すぎであり、何かを置き去りにしてスタートしてしまうという感じがする。

深町監事：それは私達も感じていることである。しかし、それを踏まえてどうするかということだ。このまま納得できないことを払拭するよう全て確約をとって動くという事は、

誰も先がわからないのでまずできない。ただ矯正歯科で纏まらないと日本歯科専門医機構に入れないので矯正歯科の代表が出て行って話しもできない。社会に何かを発信する時に纏まっていないと動けないという判断である。

池 JSO 会長：規則に関しては5者懇でもしっかりと検討している。日矯の言いなりになるような事はない。

夕田常務監事：今まで5者懇で決めている事は、こっちで話し合いの結果、了承しているような形になっている。これでは良くないと言っても、話しを纏めて合意した形にしてしまっている。以前より認定機関を法人化するべきとか、5者懇に業者が入っている事は利益相反になるから無効だと言っている。自分達のためにやっているとしたかと思えない。本来はこれからの若い先生たちの為に動かなければいけない。

梶田専務理事：深町先生の話しの100%決定して動く事はできないということは分かるが、最悪を想定した場合「9」とか見ても最初から日矯がなるという青写真があって、日矯の主張を鵜呑みして流れていってしまうという事がありえる。自分は7、8割そうなると思う。そういう事を念頭に入れて賛否を決めないと後悔するかもしれないと思う。

休憩

深町監事：厚労省としては医科と歯科を分離して考えてはいない。医科の方向性を歯科で踏襲するようだ。将来的に歯科専門医機構の専門医として纏める方向であるはず。一つの学会が認定する専門医ではなく、第三者が関与した専門医にしたいという方向性は持っているわけだからその流れに行くと思う。以前、送られてきたメールにはそれを匂わせていた。その文言は消えてしまったけれど未だにその方向性は持っていると思う。現在のルールの中では日矯が申請団体となるしかない。それ以外では日本歯科医学会は認めない。まずは日矯が申請団体となって厚労省が認めた専門医を輩出できるようにするところから始める。そしてJIOとしてそれに関与する。少なくとも4年は絶対関与するわけだから、その中で自分達の考えをしっかりと伝えて、その方向へ持っていくという事が大切だと思う。これに乗らないと、いずれJIOは千人を割って申請団体を取り上げて権限を持たなくなる。

河野先生：4年の間にJIOが千人を割ってしまった場合にはテーブルから降りないといけないのか？

深町監事：それは全く関係無い。5者懇には日臨矯、器材協議会も入っている。千人を切ったからといってその参加資格なくなるということは有り得ない。それは確認済である。JIOがこの話に乗らないとしたら千人を割って、話し合いに乗る資格を失う。その状態でも矯正歯科専門医認定機関は発足すると思う。

夕田常務監事：それが認められているのであれば、議案に上程して審議にかけないと成り立たない。

深町監事：5者懇は正式な会合だとは言いがたい。しかし現状として過去の3者懇で何が決ったのか。お互いの批判ばかりだった。唯一の正解などはないと思う。皆が纏まって何かを作っていくのである。その覚悟がなくて決って無いからといって、話し合いから降りるというのは無責任だと思う。それは患者の為にならないと思う。国のお墨付きがあるのとならないのだと随分と違うのは想像できるはずである。もしこれがダメであればどうやって作るのか、対案を示して欲しい。

会計WGからの報告が桜田常務理事から入会金、年会費、審査費用等の検討をしていると

の報告があり、その上でWGに入っているとこのままこの流れに乗って行くべきだと感じる。それに乗らないとJIOは自壊してしまうと思う。そこに参加して入ればJIOの理念を反映させる事も可能になるし矯正界も開けると思う。専門医機構に乗っていけば必ずや良い方向に向かっていくと思うとの意見があった。

梶田専務理事：負担金は日矯、JIO、成人でどのような配分になるかとか、毎年のいくら出すとかは決められていないのか？

深町監事：5者懇では2：1：1で出す案と日矯が一括して貸出す案が出ているが結論は出していない。

梶田専務理事：将来的に申請料と認定料、会費が入るから黒字になるという考えなのか。ちなみにJSOに入っていないくとも良くなるということなのか。

池JSO会長：機関は専門医がまとまって審査を行ったり、研修機関の選定を行ったりする集団でありJSOは専門医の集団だが主に自分達をアピールするための会であるので存在意義が全く異なる。

梶田専務理事：今はそれで良いが、厚労省から許可がされた広告できる専門医が出来た場合、皆それでアピールすると思うが。

池JSO会長：広告というのは看板に書くという事であり、JSOのアピールとは組織として行っているものであり、それと様子は異なる。JSOで広告できる専門医をアピールすることは全く構わない。

和島会長：今後、10月に相互審査があり来年3月には第一回審査を行い、そこで新たに統一した専門医が出来る。その先生達が集まっているのが日本矯正歯科専門医機関で、それは日矯、JIO、成人からも独立した団体である。そこで審査や研修施設などを決めていくことになるが、今後そこを強くしていきたいと思う。その中で相互審査の候補者として秋山、大野、金井、星、廣島、関、斎藤、澤端、山下、山田先生にお願いする予定である。タイトなスケジュールだが審査員になって頂きたいと思う。

夕田常務監事：その候補者は選任をしたのか？

和島会長：三瀬先生に相談をして了解を得た上で澤端先生から候補者の先生へは連絡してもらった。

星常務理事：9月30日に提出した書類を誰がいつどの様に審査をするのか？

その質問以降、樋口常務理事、和島会長より審査方法、日程についての説明と会員からの質疑（応答）があった。

その後、第1号議案 矯正歯科専門医制度に関わる5団体懇談会の報告内容を承認し、このまま専門医制度を進めること承認する件についての賛否の確認に移る前に5者懇からの経緯とその結果に関する議案の提出ならびに賛否の方法に問題があるということで、浜崎理事と夕田常務監事の退席（棄権）があったが賛成多数により原案通りに可決された。

7. [閉会] 議長は以上をもって閉会を宣言した。

令和元年8月4日

議長・会長	和島	武毅	印
副会長	宮下	勝志	印
出席理事	梶田	邦裕	印
出席理事	秋山	真人	印
出席理事	桜田	明裕	印
出席理事	樋口	育伸	印
出席理事	大野	秀徳	印
出席理事	星	隆夫	印
出席理事	濱崎	広二郎	印
出席理事	廣島	邦泰	印
出席理事	金井	鐘秀	印
出席理事	稻見	佳大	印
出席監事	夕田	勉	印
出席監事	深町	博臣	印